

鶴岡市職員採用試験【令和7年4月1日採用予定】

問本所職員課☎35 - 1159、荘内病院総務課☎26 - 5111

鶴岡市の職員として一緒に働く方を募集します。今回募集する職種は以下のとおりです。

募集職種	対象年齢	資格	試験日時・会場	申込み
上級行政	平成2年4月2日～15年4月1日に生まれた方	—	▷ 1次試験 ④ 6月20日④～7月3日④ ④ 全国の試験会場（テストセンター）でオンライン受験 ▷ 2次試験 1次試験に合格した方を対象に、8月上旬に実施予定（オンライン面接で実施する場合があります）	・申込みは5月1日④～6月12日④に市HP「電子申請」からの手続きを原則とします。電子申請ができない場合はご相談ください ・試験案内は市HP「人事・職員採用」に掲載しています
上級行政（障害者対象）		試験申込日及び試験日当日に有効である障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を持っている		
上級土木		—		
上級建築		—		
上級電気		—		
保健師	平成2年4月2日以降に生まれた方	保健師免許を取得している、または令和7年4月までに取得見込みである		
UIJ ターン枠 （社会人経験者）	上級土木	昭和39年4月2日～平成15年4月1日に生まれた方	申込期限である6月12日現在で、山形県庄内地域以外に在住しているなど、複数の要件あり。 ※詳しい受験資格は市HP（右の2次元コード）でご確認ください	 市HP 電子申請サービス
	上級建築			
	上級電気			
臨床検査技師	平成2年4月2日以降に生まれた方	臨床検査技師免許を取得している、または令和7年4月までに取得見込みである	▷ 適性検査 ④ 6月1日④～16日④ ④ 全国の試験会場（テストセンター）でオンライン受験 ▷ 面接試験 6月30日④に荘内病院院内またはオンラインで実施 ※受験申込み後に時間を指定します。	・申込みは5月1日④～16日④に申込書を同院総務課へ（郵送の場合16日④までの消印有効）。市HP「電子申請」からも手続きできます ・試験案内は同院HPに掲載しています
理学療法士		理学療法士免許を取得している、または令和7年4月までに取得見込みである		
作業療法士		作業療法士免許を取得している、または令和7年4月までに取得見込みである		
臨床工学技士		臨床工学技士免許を取得している、または令和7年4月までに取得見込みである		
社会福祉士		社会福祉士免許を取得している、または令和7年4月までに取得見込みである		
薬剤師	昭和50年4月2日以降に生まれた方	薬剤師免許を取得している、または令和7年4月までに取得見込みである		
看護師（助産師）	昭和40年4月2日以降に生まれた方	看護師免許を取得している、または令和7年4月までに取得見込みである		 荘内病院 HP

このほかに、初級行政・消防士等の採用試験を9月に予定しています

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課
や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

地元に戻り若者の奨学金返済を支援します

■本所政策企画課 ☎35 - 1184

奨学金等を利用して大学等に進学し、現在在学中または県外に居住している鶴岡市出身者等が、**今後市内に居住・就業**した場合に、鶴岡市と山形県が連携して奨学金の返済を支援します。それぞれ申込みが必要です。

市 事業 **つるおかエール奨学金返済支援事業**

募集期間

5月20日(月)～

県 事業 **やまがた就職促進奨学金返還支援事業**

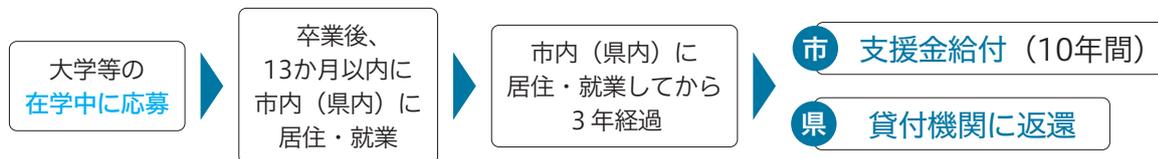
(市と県共通)

6月28日(金)午後5時

■支援までの流れ (県の事業に市が上乗せして支援します)

市 学生応募枠

県 やまがた若者定着枠



○支援額 (県と市の合計額)

修学期間に借り入れた奨学金相当額 (上限: 4万2,000円×12か月×正規の修学年数)

市 社会人応募枠

県 Uターン促進枠



○支援額 (県と市の合計額)

在学期間に借り入れた奨学金の返済残額相当額 (上限: 4万2,000円×12か月×正規の修学年数)

令和6年度からの新たな改正点

荘内病院に看護師・助産師として就業する方も、支援の対象となります！



市HP

つるおかエール

奨学金返済支援制度



県HP

▲▲制度や申込み方法などはこちらから▲▲

肺炎の発症や重症化を防ぐため、肺炎球菌予防接種費用の一部を助成します。
■未接種で次のいずれかに該当する方
① 65歳の方 ② 60歳～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器等の内部障害がある身体障害者手帳1級の方 ■助成額 4,000円 ■健康課(にこふる) ☎35・0157または各地域庁舎市民福祉課

高齢者肺炎球菌予防接種に助成します

健康

児童福祉審議会の委員を公募します
児童福祉、子供・子育て支援に関する施策等について審議する委員を募集します。
■次の①～③の全てに該当する方5人
(地方公共団体の議員及び常勤・非常勤の公務員を除く) ①市内に住民登録があり、今年7月1日現在で18歳以上 ②18歳未満の子供の保護者または児童福祉事業従事者 ③年4回程度平日に開催する会議に出席できる ■任期 令和6年7月1日～8年6月30日(2年間) ■甲5月31日(金)まで本所子育て推進課 ☎26・0173へ ■他市HP

市政

消費喚起クーポン券の使用期限は5月31日(金)です

消費喚起クーポン券事務室（本所商工課） ☎64 - 1045

クーポン券が使える店舗

- クーポン券には「全店共通券」「飲食券」の2種類があり、店舗によって使用できる券が異なります。飲食店では2種類とも使用できます。
- 飲食券は、飲食店のテイクアウト（パン・菓子を製造販売する店舗を含む）でも使用できます。
- 使用できる店舗は随時更新・追加されます。クーポン券に同封された参加店チラシや、HPの参加店舗一覧」でご確認ください。

クーポン券の使い方と注意点

- 税込1,000円の支払いごとに、1枚(500円割引券)を使用できます。(例：1,800円の会計にクーポン券1枚を使用すると、支払額は1,300円)。
- 1,000円未満のお買い物には使用できません。
- 家族の分を合わせて使用することもできます。



- ほかのクーポン券との併用はできません。
- クーポン券を使用して購入した商品は返品できません。

事業者の皆様へ

- 参加店の募集締切りは5月15日(金)必着です。
※申請から参加店ポスター等の送付まで、最長で10日程度かかります)
- 換金取次ぎの締切りは6月17日(金)同事務室必着です。

最新の利用可能店舗や
事業者向けの情報など詳しくはHP



社課へ 他対象者には通知。接種費用は医療機関で異なる。生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり(要事前申請)

平日は時間が取れない方等に 日曜日がん検診

日6月30日(日) ■受付 午前7時30分～9時30分 陽荘内地区健康管理センター 対本市に住民登録があり、職場でがん検診がない40歳以上の方先着30人(乳がん検診は40歳以上で今年度偶数年齢になる女性) 因・費胃がん：1,100円 大腸がん：500円 肺がん：200円 乳がん：1,200円 申6月3日(日)まで健康課(にこふる) ☎25・2731または各地域庁舎市民福祉課へ 他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり(要事前申請)

40歳総合健診のお知らせ

日8月27日(火)、9月6日(金)・18日(土) ■受付 午前6時15分～7時 陽荘内地区健康管理センター 対本市に住民登録があり、職場等で健診機会のない昭和59年4月2日～60年4月1日生まれの方各日先着35人 内特定健診、各種がん検診、歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診等 申7月1日(日)までHPまたは健康課(にこふる) ☎25・2731または各地域庁舎市民福祉課へ



40歳未満の方へ さわやか健診で健康チェック

▼レディース健診 日①10月7日(日) ②8日(火) ③21日(日) ④22日(火) ⑤1時 ⑥午後1時30分 ⑦④午前9時、午後1時30分 他②③託児あり(要予約) ▼メンズ健診 日11月11日(日)午後1時30分・12日(火)午前9時、午後1時30分 ▼共通 陽総合保健福祉センター(にこふる) 対本市に住民登録があり、職場等で健診機会のない昭和60年4月1日以降生まれの方 因一般健康診査費1,500円 申6月28日(金)までHPまたは健康課(にこふる) ☎25・2731または各地域庁舎市民福祉課へ 他生活保護・市民税非課税世帯の方に減免制度あり(要事前申請)。



福祉

訪問美容サービスの費用を助成します

自宅で理美容サービスを利用する際に、その出張経費の一部を助成します。 対65歳以上で、病気等で理容所や美容院に行くことが困難な、要介護3以上の認定を受けている方 因1回1,000円の助成券を交付(年6枚まで) 申各地域包括支援センター、本所地域包括ケア推進課 ☎35・1251または各地域庁舎市民福祉課へ



令和5年度末となる3月末の土日を挟み、4月1日。区切りの良い月曜日からの新年度、令和6年度のスタートとなった。昨年度(令和5年度)は、地方公務員に定年延長制度が適用され、これまでの60歳の定年から61歳に定年が1年延長され、例年よりも退職者の少ない、珍しい年度替わりとなった。

新年度は、第2次鶴岡市総合計画の後期基本計画を実施していく年となる。4月2日、新たに公務員となった鶴岡市役所の新規採用職員54人への研修が行われた。その冒頭、まちづくりの基本方針である総合計画の中心に講話を行った。既に別の職場で公務員を経験してきた方、民間企業で働いた経験のある方など、新人といっても様々だが、鶴岡市役所の職員として、今日から長い公務員人生の始まり。エールを送りつつ、思いを伝えた。

公務員の仕事は、日々の積み重ねだ。計画的に仕事をしていくのか、追い込まれて力を発揮するのか。前者でありたいと、願いながら過ごしてきた。

また、公務員の仕事は、企画立案と実施である、ということをお話した。私たちの街・鶴岡市は、「創造と伝統のまち」だ。過去の政策を学び、現状を把握し、未来のために解決手段を考える。政策を作り、政策を実行する、その繰り返しだ。

大切なことは、市役所全体の組織力を発揮すること。オンラインで研修に参加していた荘内病院の看護師

の皆さんにも分かりやすいように、荘内看護専門学校の新築を事例に出してお話をした。新校舎は、環境が整い、実際の病室と同じようなシミュレーション室があり、図書室も整備される。来年4月から、定員を20人から30人に増やし、新校舎での講義がスタートする。荘内病院の関係職員のみならず、様々な部署に配属される新採職員の皆さんにも、新築される学校の魅力を周知することへの協力を呼び掛けた。

新年度早々、台湾では地震が発生し、市政発展に功労のあった先人の訃報があり、春の交通安全運動や、消防団の入団式まで、政策の企画立案・実施とともに、慌ただしい日々を過ごしている。

4月8日、昨年よりも8日遅く、鶴岡公園の桜が咲いた。暖冬でもっと早いのでは、とも予想されたが、平年よりも3日早い、いつもの春がやってきた。年度末、3月31日の夜、再生オープンから1年がたった鶴岡まちなかキネマで、『パーフェクト・デイズ』を帰省していた長女と鑑賞した。何気ないかと思われる日常の中で季節はうつろい、様々な出来事が起きる。つかの間の休息から明日の仕事に思いを巡らせた。

新採職員の皆さんに、まちキネの話も交えつつ、日々の課題に向き合い市民の皆様の幸せのために働く「市役所の仕事は面白い!」、これだけは伝えて、講話を終えた。

皆川 治

高齢者・障害者住宅整備資金の利子を補給します

高齢者や障害者の専用居室等の増築や修繕などをする際、市内の指定金融機関(漁協・ゆうちょ銀行を除く)から融資を受けた場合、利子の全部または一部を補給します。

①60歳以上の方 ②身体障害者手帳1級〜4級所持者 ③療育手帳A所持者 ④上記①〜③のいずれかと同居している方

■利子補給対象額 300万円以内 ■利率 1・6%(変動あり)。市が利子補給するため利子の自己負担はありません

■返済方法 10年以内で元利均等または元金均等の月賦償還

■高齢者:本所地域包括ケア推進課 ☎29・4180 または各地域庁舎市民福祉課へ

■障害者:本所福祉課 ☎35・1273 または各地域庁舎市民福祉課へ

■他補給の可否は審査の上決定

完全予約制 医師が相談を受けます
耳や手足の不自由な方のための巡回相談

5月8日(土)午後1時〜3時 場にご来場

18歳以上で、新たに身体障害者手帳の交付を受けたい方(聴覚のみ)、また既に交付を受けている方で程度を変更したい方、補装具の交付を希望する方等(現在治療中の方を除く)

相談科目 聴覚、肢体(手帳をお持ちの方)各6人

特別障害者手当と障害児福祉手当を支給します

特別障害者手当 20歳以上で、国民年金障害基礎年金1級に該当する程度の障害が重複するなどの状態にあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方

給付月額 2万8,840円

障害児福祉手当 20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活で常時の介護を必要とする方

給付月額 1万5,690円

共通 障害は視覚・聴覚・肢体・心臓・腎臓・精神等(施設入所、入院中の方を除く)

本所福祉課 ☎35・1273 または各地域庁舎市民福祉課へ

困りごとなど気軽に相談ください
民生委員・児童委員委嘱のお知らせ

次の方が委嘱されました。(敬称略)
▽温海地区: 剣持俊也(小名部(世帯番号1〜38)・旧平沢)

本所福祉課 ☎35・1252

医療・年金

忘れていませんか?
国民健康保険(国保)の手続き

国保の加入・脱退などの手続きは各

自で行う必要があります。次に該当する方は、忘れずに手続きしてください。マイナンバーカードの健康保険証利用申込みをした方も手続きが必要です。

- ▼無保険の方はいませんか？ 次の方以外は、原則として国保に加入しなければなりません ①会社等の健康保険に加入している方とその扶養家族 ②後期高齢者医療制度に加入している方 ③生活保護を受けている方

▼二重加入している方はいませんか？ 国保に加入していた方が会社等に勤めることになったり、勤めている方の扶養になったりして、新たに健康保険に加入した場合は、国保の喪失届が必要です。届出をしないと、他の健康保険料と国保税を二重に納めることとなりますので、ご注意ください

▼適正な健康保険に加入していますか？ 国保に加入している方で、国保以外の健康保険に加入している家族の扶養になる要件を満たしている場合は、健康保険の切替えができます。要件を満たしているか、家族が勤めている会社等で確認し、手続きをしてください
 〇本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎市民福祉課へ
 〇他市HP

国民年金保険料の学生納付特例制度

国民年金に加入している学生で、前年度の所得が一定額以下等の方は、在学中の保険料納付が猶予されます(猶予された保険料は10年以内に追納可)。納付特例の適用を希望する方は、住民登録がある市区町村の国民年金窓口で、早目に手続きしてください。

予された保険料は10年以内に追納可)。納付特例の適用を希望する方は、住民登録がある市区町村の国民年金窓口で、早目に手続きしてください。

〇基礎年金番号を確認できるもの、学生証の写し等 〇鶴岡年金事務所 ☎23・5040、本所国保年金課 ☎35・1294 または各地域庁舎市民福祉課へ 〇他HP

子育て・教育

令和6年4月1日からの子供の定期予防接種

▼5種混合ワクチン 4種混合ワクチンとヒブワクチンが1つになった5種混合ワクチンが定期予防接種となります

▼小児肺炎球菌ワクチン 新たに15個ワクチンが定期予防接種に加わります。これまで13個ワクチンで接種をしていた方も、残りの接種は15個ワクチンとなります

▼共通 〇健康課 (にこふる) ☎35・0157 または各地域庁舎市民福祉課へ

ひとり親家庭等医療証の更新時期です

同医療証をお持ちの方に、更新用の申請書類を5月中旬に送付しますので、5月29日⑧までに郵送で申請してください。手続きが遅れると、医療証を継

続して使用できなくなる場合があります。前年度まで非該当だった方など、新たに医療証の交付を希望する場合は、健康保険証、印鑑、本人確認書類をお持ちの上、手続きしてください。

〇本所国保年金課 ☎35・1292 または各地域庁舎市民福祉課へ

こんなときは子育て短期支援事業をご利用ください

▼病気、冠婚葬祭等で一時的に子育てできない場合 (ショートステイ) ④ 7日を限度に預かり 〇2歳未満:5,350円 2歳以上:3,000円

▼仕事などで夜間や休日にならなくなる場合 (トワイライトステイ) 〇夜間(午後9時まで) :1,500円 土曜・日曜日、祝日:3,000円

▼共通 〇実施施設 2歳未満:鶴岡乳児院 2歳以上:七窪思恩園 〇小学生以下 〇子供1人1日。市民税の課税状況等で減免あり 〇本所子育て推進課 ☎26・0176

「里親さん」になる方を募集しています

親の病気や様々な事情で養育環境に恵まれない子供を、愛情とぬくもりを持って温かく家庭に迎え入れ、養育して下さる「里親さん」を募集しています。登録申請など、詳しくはこども家庭センター (にこふる) ☎25・2741へ。

ファミリー・サポート・センター まかせて会員を募集しています

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を受けた方(おねがい会員)と援助をしたい方(まかせて会員)、その両方を兼ねる方(両方会員)がともに支え合う組織です。

現在、まかせて会員が不足しています。子供の預かりや送迎などを、できる範囲でお手伝いいただける方を募集しています。

〇こども家庭センター (にこふる) 内「ファミリー・サポート・センター」事務局 ☎25・2741

TAX 税

令和6年度市・県民税納税通知書をお送りします

▼給与からの差引き(特別徴収)の方 5月15日⑧に各事業所に発送。各個人には各事業所が配付します

▼それ以外の方 6月10日⑨に各個人に発送します

令和5年分の所得・課税証明書発行します

▼給与からの差引き(特別徴収)のみの方 5月15日⑧から発行

▼それ以外の方 6月10日⑨から発行

▼共通 〇本人確認ができる証明書類

(マイナンバーカード、運転免許証等)
■本所市民課または各地域庁舎市民福祉課へ 〇本所課税課 ☎35・1163
■他申告が済んでいないと、所得・課税証明書を発行できない場合があります。マイナンバーカードを利用したコンビニ交付は6月10日⑩から

令和6年度市・県民税からの定額減税について

▼給与からの差引き(特別徴収)の方
定額減税の対象者は、6月分は市・県民税の徴収を行わず、定額減税後の税額を令和6年7月分〜7年5月分の11回に分割して徴収します。定額減税の対象にならない方については、例年通り6月分から徴収します。

▼それ以外の方 本紙6月号でお知らせします

▼共通 〇本所課税課 ☎35・1163 〇他市HP



令和6年度軽自動車税(種別割)納税通知書をお送りします

■発送日 5月10日⑩ 〇4月1日時点で軽自動車(バイクや乗用の農機具等を含む)を所有している方 ■納期限 5月31日⑩ (1年分を1回で納付。4月2日以降に廃車や名義変更をしても令和6年度分全額を納付) 〇本所課税課 ☎35・1176 〇他▽継続検査(車検)時の納税証明書の提示が原則不要となったため、納税証明書は送付しません(2輪車を除く) ▽身体

障害者等の減免は、納税通知書が届いてから、5月31日⑩まで同課に申請してください(今まで減免を受けていた方は、車が変わるなどしなければ改めて申請する必要はありません。ただし、公益減免は毎年申請が必要です)

令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知書をお送りします

■発送日 5月10日⑩ 〇今年1月1日現在の登記簿や固定資産課税台帳に土地や家屋等の所有者として登録されている方 ■納期限 第1期:5月31日⑩ 第2期:7月31日⑩ 第3期:来々1月6日⑩ 第4期:2月28日⑩ 〇本所課税課 ☎35・1178 〇他納税通知書に土地・家屋の一筆・一棟ごとの「課税資産の内訳」を添付していただきます。必ず課税内容を確認してください



生活

アメリカシロヒトリ防除説明会を開催します

アメリカシロヒトリは小型の蛾で、幼虫は樹木の葉を食害します。被害の拡大を防ぐためには、早期の発見と駆除が大切です。
〇5月14日⑩午後6時30分 〇場にごふる 〇町内会、自治会 〇内有効な防除方法と薬剤散布の注意点の説明、噴霧機械貸出し申込みの受付順番決定の抽せん 〇本所環境課 ☎35・1247

5月30日は「ごみゼロの日」 鶴岡ごみゼロ大作戦

ごみゼロの日に合わせて湯野浜海水浴場のクリーン作戦を行います。海岸のごみを拾いながら、海洋プラスチックごみ問題を考えてみませんか。
〇5月30日⑩午前9時45分(湯野浜小脇海水浴場駐車場集合) 〇特車手等 〇申5月20日⑩まで廃棄物対策課 ☎22・2848へ 〇他市HP

クリーン作戦を実施しませんか

市では、クリーン作戦を実施する団体に専用のごみ袋を提供し、拾ったごみを収集・処分していただきます。実施の際は事前にご相談ください。
個人でのごみ拾いをした場合、もえるごみは茶色のごみ袋に、もえないごみは青色のごみ袋に分別してごみステーションに出してください。

〇廃棄物対策課 ☎22・2848または各地域庁舎市民福祉課へ 〇他市HP

5月と10月は不法投棄及び海岸漂着ごみ削減強化月間

不法投棄防止及び海岸漂着ごみの削減を図るため、監視や啓発活動を集中的に実施します。
▽海岸に流れ着いたごみの多くは川から流れ出たごみといわれています。ごみのポイ捨ては絶対にやめましょう

▽ごみステーションをきれいに管理しましょう。飛散防止のため、希望する町内会等に防鳥ネット(幅2m)を無償で提供しています
〇廃棄物対策課 ☎22・2848

5月は「自転車月間」 ちよっとした外出は自転車で

自転車は排気ガスを出さないため地球環境に優しく、健康・体力づくりにもなる移動手段です。乗車ルールやマナーを守った安全な運転で、積極的に自転車を活用しましょう。
〇本所環境課 ☎26・0139

適正な室温で快適に過ごすライフスタイル「クールビズ」を実践しよう

市では、地球温暖化対策につながる賢い選択「クールチョイス」に賛同しています。家庭でも、オフィスでも、外気温や湿度、体調等を考慮しながら無理のない範囲で「クールビズ」へのご協力をお願いします。実施期間は定められています。
〇本所環境課 ☎26・0139

土砂災害警戒区域合同点検にご協力を

土砂災害による被害の未然防止を図るため、市・県・消防・警察等関係機関が合同点検を実施しています。調査時は敷地内に立ち入ることがありますので、ご協力をお願いします。
〇本所防災安全課 ☎35・1204

大切な生命や財産を守りましょう
5月は「水防月間」です

もしものときに備え、日頃からの心構えが重要です。次のような確認や準備をして水害に備えてください。
▽気象情報に留意しましょう
▽避難所・避難路を確認しましょう
▽非常持出品を準備しましょう

また、農業用水の通水が始まり、水かさが増しています。加えて近年、局地的な集中豪雨が頻発する傾向にあり、河川や水路の急な増水も懸念されます。水難事故に遭わないよう心掛けるとともに、危険な場所を遊んでいる子供を見掛けたら注意するなど、地域ぐるみで水の事故を防止しましょう。
市HPでも気象情報等を確認できます。

04 閩本所防災安全課 ☎ 35・12



毎日が防犯 気を付けよう
みんなで犯罪被害防止!

春は開放的な気分になり、外出する機会も増えて、次のような犯罪が多発する傾向があります。

- ▽架空請求・還付金詐欺
- ▽住宅侵入(空き巣)
- ▽不審者の声掛け・連れ去り
- ▽ストーカー・痴漢・ひったくり
- ▽車上狙い・自転車盗難

少しでも不審に思ったら、鶴岡警察署 ☎ 28・01110へ。

閩本所防災安全課 ☎ 35



5月は「孤独・孤立対策強化月間」です

社会全体のつながりが希薄化している中、コロナ禍の影響もあり、孤独・孤立の問題がより深刻になっています。孤独・孤立の問題は、性別・年齢を問わず、人生のあらゆる場面で、誰にでも起こり得ます。

誰にも頼れず1人で悩んでいませんか。困っているときに頼れる場所があります。市と一緒に探しましょうので、ご相談ください。

閩本所地域包括ケア推進課 ☎ 35・1251



飼う人も飼わない人も住みよいまちに!

市には野良猫についての相談が年間40件以上寄せられています。その多くがふん尿や餌やりへの苦情です。

▼むやみに野良猫に触れないようにしましょう
野良猫に寄生するマダニが原因で死に至ることがあります

▼野良猫への餌やりはやめましょう
特定の場所に多くの猫が集まり、近隣の被害が出ています。動物に愛情を掛けることは尊いことですが、そのために人の生活が脅かされて良いものではありません。自分で責任が持てない場合は安易に餌を与えないでください

▼猫に餌を与える方は飼い主としての責任を果たしてください
猫は室内で飼いましょう。事故等で負傷した猫が

保健所に保護されています。飼い主が分かるよう首輪や名札を付けてください。また、トイレを設置してふんの場合には避妊去勢をしましょう

▼犬・猫の譲渡
庄内保健所 ☎ 66・4748)では、犬・猫を譲渡する事業の掲示板を設置しています。どうしても飼えない事情がある場合、譲り受けたい場合は、ご相談ください
閩健康課(にこふる) ☎ 35・0146

なくそう!望まない受動喫煙

5月31日は世界禁煙デー、5月31日(6月6日は禁煙週間)です。

また、飲食店、事業所、自治会公民館などの多くの施設は、原則「屋内禁煙」です。受動喫煙を防ぐための取り組みが地域で広がっています。市民の皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

閩庄内保健所 ☎ 66・5476または健康課(にこふる) ☎ 35・0149へ

森林の土地を取得したときは届出が必要です

個人・法人にかかわらず、売買契約、相続、贈与、法人の合併等で森林(登記上の地目にかかわらず都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林)の土地を新たに取得した場合は、森林の土地の所有者届出が必要です(国土利用計画法に基づく土地売買

契約の届出をした場合は不要)。面積の基準はなく全ての取得が対象です。
閩本所農山漁村振興課 ☎ 35・0145
または各地域庁舎産業建設課へ

その他

危険空き家の解体に補助します

■補助対象 個人または住民自治組織等の団体が、危険空き家の解体に要した費用の一部
■補助額 個人：解体費の40%または解体費が土地の評価額を上回った分のいずれか少ない方の額(上限50万円) 団体：解体に要した実費(上限75万円) 閩本所環境課 ☎ 35・1247 他市HP



家庭や事業所等への再生可能エネルギー設備導入を支援します

▼対象の設備と補助金または補助率

設備の種類		補助単価・率 (補助金上限額)
太陽光発電設備		1kW当たり 1万5,000円 (上限12万円)
木質バイオマス 燃焼機器	ストーブ	3分の1 (上限10万円)
	ボイラー	10分の1 (上限20万円)

申来年2月28日(金)までに本所環境課 ☎ 35・1247へ 他既存設備の更新や全量売電等は対象外。予算の範囲内で

催し等の中止・延期など、情報が変更となる場合があります。各担当課や主催者などへのお問合せ、またはホームページ等でご確認ください。

行うため、募集期間中に終了する場合あり。市HP

鶴岡市住宅リフォーム支援事業補助金

市内に自己居住用住宅のある方が、市内の業者に次のリフォーム工事または耐震改修工事を発注する場合に補助金を受けられます。ただし、既に工事を始めている場合や終了している場合は対象外です。

▼リフォーム補助 対住宅の機能または性能の維持・向上を図るために行う、一定の要件を含む工事（30万円以上）

■基本補助率 ▼移住・新婚・子育て世帯：工事費の5分の1（上限30万円）
▼その他の世帯：工事費の10分の1（上限20万円） 他鶴岡産木材使用、福祉世帯、多子世帯、空き家活用は更に補助率が加算

▼耐震改修補助 対昭和56年5月31日以前に着工した旧耐震基準の木造一戸建て住宅の耐震改修工事 ■補助率 工事費の3分の1（上限60万円） 他リフォーム補助との併用可。希望者は耐震診断（費図面あり：1万5、000円） 図面なし：1万9、000円）可

▼減災対策補助 対防災ベッドの設置、耐震シェルターの設置、居室部分を補強する工事 ■補助率 工事費の5分の4（上限30万円） 他リフォーム補助との併用可

▼共通 申▽1回目：7月31日※まで



（予算額に達した時点で締切り） ▼2回目：8月19日⑧～28日⑨（申込者の中から抽せん） 図本所建築課 ☎35・1428 他市HP



がけ地近接等危険住宅移転に補助します

崖地の崩壊等、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある土地に建っている危険住宅から安全な場所に住宅を移転するために必要な経費の一部を補助します。ご希望の方は移転する年の前年度8月までにご相談ください。

■補助金額 ▼危険住宅の解体費用補助：解体する住宅の面積1㎡当たり最大3万1、000円 ▼引越越し費用補助：最大97万5、000円 ▼新たな住宅の建設・土地の取得にかかる借入金の利子補給：最大421万円 図本所建築課 ☎35・1432 他市HP



6月1日は人権擁護委員の日です 人権なんでも相談所

夫婦・家族間のいざこざ、DV、老人・子供の虐待、遺産相続、体罰、いじめ問題、近所とのトラブル、騒音・悪臭等の公害、いやがらせ、土地の境界問題、障害者・外国人等の差別、震災に伴う人権問題等、どんなことでもご相談ください。



人権擁護委員または法務局職員が相談に応じます。また、どの会場でも相談できます。

図・場・図 ▼6月4日⑨午後1時～4時：①櫛引生涯学習センター・櫛引庁舎市民福祉課 ☎57・2113 ②温海ふれあいセンター・温海庁舎市民福祉課 ☎43・4614 ▼5日⑨午後1時～4時：①羽黒老人福祉センター・羽黒庁舎市民福祉課 ☎26・8773 ②朝日中央コミュニティセンター・朝日庁舎市民福祉課 ☎53・2114 ▼6日⑨午後1時～4時：藤島地区地域活動センター・藤島庁舎市民福祉課 ☎64・5807 ▼7日⑨午前10時～午後3時：山形地方務局鶴岡支局・本所市民課 ☎35・1194

▼随時人権相談を受け付けています 場・図山形地方務局鶴岡支局 ☎22・1003

相談無料、秘密は守られます 行政に関する相談は行政相談委員へ

行政相談委員及び総務省山形行政監視行政相談センターでは、国・N・T・T・公庫等の特殊法人や独立行政法人等に関する苦情や要望、意見等を聞き、改善するよう働き掛けます。

▼市内の行政相談委員（敬称略）
▽鶴岡地域：升川繁敏、宮島昭子
▽藤島地域：池田勝美、▽羽黒地域：丸山壽身、▽櫛引地域：金内秀、▽朝日地域：渡部芳勝、▽温海地域：本間さなえ

▼山形行政監視行政相談センター（行政苦情110番） ☎0570・090110 図本所市民課 ☎35・1194



道路の異常をラインで通報できるようになりました

図本所土木課 ☎35 - 1403

道路に穴が開いているなどの異常等を発見した場合、これまでは国土交通省の道路緊急ダイヤル（#9910）に電話することで、道路管理者に通報することができました。

新たに3月29日から、スマートフォンアプリ（ライン）で、全国の道路（高速道路、国道、県道、市町村道など）を対象に、異常等の通報の受け付けができるようになりました。

なお、道路以外の通報や、私道などの私有地の通報は対象外です。

利用するには友だち登録が必要です。登録はこちらから

